

# 平成31年第1回（3月）上越市議会定例会

## 厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第14号	平成30年度上越市一般会計補正予算(第6号)	生活環境課	1～3
議案第19号	平成30年度上越市地球環境特別会計補正予算(第1号)	環境保全課	4
議案第30号	上越市印鑑条例の一部改正について	市民課	5～7
議案第31号	上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	生活環境課	8
議案第1号	平成31年度上越市一般会計予算	市民課ほか	9～34
議案第7号	平成31年度上越市地球環境特別会計予算	環境保全課	35

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

## 予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
  - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
  - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
  - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
  - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者数や利用者数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事業
  - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	生活環境課

歳出科目 (P64~P67)	4款3項2目	塵芥処理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ごみ処理対策事業	290,879	△12,648	278,231

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△12,648	委託料	△12,648

【補正理由】

三和区宮崎新田市有地内残置産業廃棄物撤去業務委託料の確定に伴い減額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	275,642	△12,648	262,994
三和区宮崎新田市有地内残置 産業廃棄物撤去業務委託料	260,083	△12,648	247,435

歳出科目 (P66～P67)	4款3項2目	塵芥処理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ごみ焼却施設管理運営費	689,108	△20,082	669,026

主な補正財源		主な経費	
諸収入	101,153	委託料	△20,082
一般財源	△121,235		

【補正理由】

クリーンセンターから排出する焼却灰等の処分に係る経費が当初の見込みを下回ることから、予算を減額するとともに、クリーンセンターの売電収入見込額にあわせて財源を組み替えるもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	684,893	△20,082	664,811
焼却灰最終処分委託料	240,087	△20,082	220,005

(歳入)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	271,871	121,819	393,690
売電収入	250,592	121,819	372,411
一般財源	121,235	△121,235	0

歳出科目 (P66～P67)	4款3項2目	塵芥処理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
廃棄物処理施設整備事業	416,896	△148,416	268,480

主な補正財源		主な経費	
市債	△148,400	工事請負費	△148,416
一般財源	△16		

【補正理由】

旧第1クリーンセンター除却工事において、既存杭が周辺地盤の沈下防止対策に有効であることが判明したことから、杭の撤去に係る工事費を減額するとともに、決算見込みに基づき予算を整理するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	403,626	△148,416	255,210
廃棄物処理施設除却工事	401,898	△148,416	253,482

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第19号
提出課	環境保全課

歳出科目 (P160～P161)	1款1項1目	新エネルギー事業費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
風力発電事業	39,530	0	39,530

主な補正財源		主な経費	
諸収入	1,639		
一般財源	△1,639		

【補正理由】

風力発電施設の落雷被害に対する災害共済金を増額するとともに、故障や不具合に伴う運転停止により売電収入の減額が見込まれることから、不足が見込まれる歳入分を一般会計繰入金で補填することとし、財源を組み替えるもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
全国市有物件建物総合災害共済金	1,017	1,639	2,656
売電収入	21,888	△8,307	13,581
風力発電施設2・3号機(三の輪台)	(12,012)	(△4,770)	(7,242)
うみてらす名立風力発電施設	(9,876)	(△3,537)	(6,339)
一般会計繰入金	16,599	6,668	23,267

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第30号
提 出 課	市民課

## 上越市印鑑条例の一部改正について

### 1 改正理由

本年7月からコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を交付するサービスを開始するため、多機能端末機による交付の手続を定めるなど、所要の改正を行うもの

### 2 主な改正内容

(1) 印鑑の登録を受けた者は、コンビニエンスストア等の民間事業者が設置する多機能端末機に個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができることとする。(第16条関係)

(2) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

(1) 2(2)の改正 公布の日

(2) 2(1)の改正 平成31年7月1日

### 4 上越市印鑑条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(印鑑登録証の亡失の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「申請する」とあるのは、「届け出る」と読み替えるものとする。</u> (追加)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、</u></p> <p>_____当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) <u>第10条第1項の規定による届出</u> _____ <u>があったとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第1項の規定による申請があったとき。</u> (追加)</p> <p>(3) <u>登録者の</u> _____ <u>住民票を消除したとき。</u></p> <p>(4) <u>氏名、氏又は名(外国人住民にあって</u></p>	<p>(印鑑登録証の亡失の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第13条 市長は、<u>登録者について、次の各号のいずれかに該当したことを知ったときは、職権で</u>当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) <u>第10条</u> _____ <u>の規定による届出及び前条第1項の規定による申請があったとき。</u></p> <p>(2) <u>登録者が死亡し、又は転出により住民票を消除したとき。</u></p> <p>(3) <u>氏名、氏又は名(外国人住民にあって</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>は通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したことにより、<u>第6条第1項第1号</u>に該当することとなったとき。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、<u>同項第1号から第3号まで</u>に該当する場合を除き、当該抹消された者にその旨通知しなければならない。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p><u>第16条</u> 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。）</u>に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）を使用し、<u>暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）</u>を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> (追加)</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第15条第1項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請</u>を受理しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略 (閲覧の禁止)</p> <p><u>第18条</u> 略 (質問調査)</p>	<p>は通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したことにより、<u>第6条第1号</u>に該当することとなったとき。</p> <p>(4) <u>外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げるものでなくなつたとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、<u>同項第2号</u>に該当する場合を除き、当該抹消された者にその旨通知しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>印鑑登録証明書の申請</u>を受理しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略 (閲覧の禁止)</p> <p><u>第17条</u> 略 (質問調査)</p>



改 正 案	改 正 前
<p>第 1 9 条 略 （上越市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第 2 0 条 略 （委任）</p> <p>第 2 1 条 略</p>	<p>第 1 8 条 略 （上越市行政手続条例の適用除外）</p> <p>第 1 9 条 略 （委任）</p> <p>第 2 0 条 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 1 号
提 出 課	生活環境課

## 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正を受け、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を改めるもの

### 2 改正内容

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件のうち、短期大学の卒業に専門職大学の前期課程の修了を含むこととする。(第 2 3 条関係)

### 3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

### 4 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u> 又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u> 又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)~(11) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第 2 3 条 略</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____</p> <p>_____</p> <p>又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____</p> <p>_____</p> <p>_____後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学_____</p> <p>_____</p> <p>又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____</p> <p>_____</p> <p>_____後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)~(11) 略</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	市民課

歳出科目 (P126～P127)	2款1項3目	広報広聴費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民相談センター運営費	3,173	3,147	26

主な財源		主な経費	
一般財源	3,173	報酬	1,733
		共済費	290
		旅費	38
		需用費	31
		委託料	1,068
		使用料及び賃借料	13

### 【目的】

市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応し、市民生活の安定及び向上を図る。

### 【31年度目標】

市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課との連携体制を維持する。

### 【実施内容】

#### <相談対応>

相談区分	開設日・時間	実施予定回数	相談員
一般相談	・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	240回	市民相談員
弁護士相談	・毎週金曜日 (30分/コマ×4コマ/回) 午後1時30分～午後3時30分	49回	弁護士
司法書士相談	・毎週火曜日 (40分/コマ×3コマ/回) 午後1時30分～午後3時30分	49回	司法書士

※ 司法書士相談は、新潟県司法書士会上越支部の社会貢献により実施

※ 開設日はいずれも祝日、12/29～1/3を除く

#### <相談件数>

(単位：件)

相談区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般相談	851	791	626
弁護士相談	172	149	122
司法書士相談	84	63	45
計	1,107	1,003	793

(平成30年度は平成31年1月末現在)

歳出科目 (P136～P137)	2 款 1 項 11 目	レインボーセンター費
------------------	--------------	------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
レインボーセンター管理運営費	16,729	18,747	△2,018

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	3,149	報酬	92
財産収入	94	報償費	12
一般財源	13,486	需用費	3,788
		役務費	190
		委託料	12,019
		使用料及び賃借料	628

### 【目的】

直江津地区の多目的集会施設として、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供することにより、地域に密着した交流拠点としての役割を担う。

### 【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。
- ・市民交流の場を提供するため、1 階のロビーに市民の作品を展示するコーナーを引き続き設ける。

#### <施設の概要>

所在地	中央一丁目 16 番 1 号			
設置・構造	平成 2 年度 鉄筋コンクリート造 4 階建			
延床面積	1,931.52 m <sup>2</sup> (敷地面積 2,016.50 m <sup>2</sup> )			
施設内容	1 階	北出張所 多目的ホール (130 人) 第 1 会議室 (12 人)	2 階	北部まちづくりセンター 和室 (3 室) (各 20 人) 茶室 (15 人) 第 2 会議室 (20 人) 談話室
	3 階	第 3 会議室 (30 人) 調理実習室 (25 人) ボランティアホール	4 階	機械室
	併設駐車場 31 台			
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時			
休館日	第 4 木曜日 (休日に当たるときはその翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日			

#### <利用状況>

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数 (人)	43,329	33,820	27,541
利用件数 (件)	2,791	2,670	2,183
使用料収入 (千円)	3,080	2,784	1,939

(平成 30 年度は平成 31 年 1 月末現在)

歳出科目 (P146～P147)	2 款 1 項 24 目	雁木通りプラザ費
------------------	--------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
雁木通りプラザ管理運営費	29,563	29,615	△52

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	5,403	報酬	160
財産収入	102	需用費	5,486
諸収入	815	役務費	328
一般財源	23,243	委託料	22,650
		使用料及び賃借料	780
		工事請負費	159

### 【目的】

高田地区の中心市街地のコミュニティスペースとして、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供することにより、地域に密着した交流拠点としての役割を担う。

### 【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。
- ・市民交流の場を提供するため、4 階の市民サロンに市民の作品を展示するコーナーを引き続き設ける。

#### <施設の概要>

所在地	本町三丁目 2 番 26 号	
設置・構造	平成 11 年度 鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建	
延床面積	3,167.27 m <sup>2</sup> (敷地面積 1,785.07 m <sup>2</sup> )	
施設内容	1 階 南出張所	2 階 エフエム上越スタジオ
	3 階 ボランティアホール	4 階 市民サロン
	5 階 和室 (100 人)	6 階 多目的ホール (150 人)
	地下 駐車場スペース 42 台	
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時	
休館日	第 4 水曜日 (休日に当たるときはその翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日	

#### <施設利用状況>

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数 (人)	40,134	42,395	36,209
利用件数 (件)	1,342	1,344	1,207
使用料収入 (千円)	1,761	1,687	1,082

(平成 30 年度は平成 31 年 1 月末現在)

#### <駐車場利用状況>

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用台数 (台)	81,345	80,250	62,847
使用料収入 (千円)	3,832	4,106	3,002

(平成 30 年度は平成 31 年 1 月末現在)

歳出科目 (P 156～P 159)	2 款 3 項 1 目	戸籍住民基本台帳費
--------------------	-------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
戸籍住民基本台帳費	193,002	135,174	57,828

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料 83,274	諸収入 818	報酬 67,931	使用料及び賃借料 18,736
国庫支出金 27,049	一般財源 81,583	共済費 11,287	負担金補助及び交付金
県支出金 278		委託料 56,271	26,470

### 【目的】

市民課、各総合事務所及び南・北出張所において、戸籍、住民異動などの届出受付、各種証明交付等の窓口サービスを的確かつ迅速に提供するとともに、新たにコンビニ交付サービスを開始し、住民票の写し等の証明書を交付する場所と時間を拡大する。

また、引き続き、市民の目線に立った窓口対応や分かりやすい説明を行うなど、窓口サービスの改善と向上を図る。

### 【実施内容】

- (1) 各種証明書の交付、届出の受理等

<主な取扱見込件数>

(単位：件)

戸籍 謄抄本等	住民票写し ・住所等証明	印鑑登録・ 証明書	戸籍届出	住民異動届	旅券交付
80,500	101,700	55,100	8,900	17,800	3,100

- (2) 窓口サービス向上に向けた取組 (①、④は窓口関係課も実施)

- ①年末や転入届・転出届が集中する3月末・4月初めの日曜日に窓口を開設する。
- ②3月から11月まで窓口開設時間を午後6時まで延長する。(市民課、南・北出張所)
- ③電話予約により住民票の写し及び印鑑登録証明書の時間外交付を午後10時まで行う。
- ④窓口サービスの満足度アンケート調査を実施し窓口改善につなげる。

- (3) 住民票の写し等の不正取得防止に向けた取組

- ①証明書の申請受付及び各種届出時における本人確認を徹底する。
- ②「事前登録型本人通知制度」について、窓口用封筒や各種証明書の台紙への制度案内の刷り込み、各種研修会におけるチラシ配布などにより、制度の普及啓発を図る。

・平成31年1月末までの本人通知制度登録者数(延べ人数) : 1,425人

・平成31年1月末までの上記登録者への通知件数(延べ件数) : 657件

- (4) マイナンバー通知カード及びマイナンバーカード交付業務の適正実施

・平成31年1月末までのマイナンバーカード交付件数(延べ件数) : 16,072件

- [新](5) コンビニ交付サービスの開始

・開始日：平成31年7月1日

・交付する証明書：印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍謄抄本(市外在住の本籍人への交付可)、所得課税証明書

・交付日時：午前6時30分から午後11時までの毎日(年末年始(12月29日～1月3日)及びシステム点検日を除く)

・交付場所：全国のセブン-イレブン、ローソン等(市内の対象店舗数：71店舗)

歳出科目 (P158～P159)	2款3項2目	住居表示整理費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住居表示整理費	735	5,947	△5,212

主な財源		主な経費	
一般財源	735	報酬	35
		旅費	4
		需用費	696

#### 【目的】

「住居表示に関する法律」に基づき、建物が密集している市街地において、住所を分かりやすく表示するため、住所の表示方法を合理的なものにし、生活の利便性を高める。

#### 【31年度目標】

- ・街区表示板等の維持管理を適切に行い、分かりやすい住所となるよう整備した状態を保つ。
- ・開発行為などにより街区の形状が変わった区域について、現状に合わせて住居表示台帳を修正し、合理的に住居番号の符定を行う。

#### 【実施内容】

- ・街区表示板等の維持管理及び住居表示台帳の更新を適切に行うため、随時、現状を調査する。
- ・整備計画や破損状況等により街区表示板等を取り替えるとともに、現状に合わせて住居表示台帳を修正する。
- ・住居表示実施区域内の新築建物等について住居番号の符定を行い、住居番号表示板を交付する。

提出課	環境保全課
-----	-------

歳出科目 (P214~P215)	4款2項1目	環境総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
環境学習施設管理運営事業	14,392	20,313	△5,921

主な財源		主な経費	
一般財源	14,392	需用費	897
		役務費	163
		委託料	12,546
		使用料及び賃借料	786

【目的】

市民の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。

【31年度目標】

地球環境学校における環境学習プログラム利用者数 2,600人

【実施内容】

- ・環境NPO法人への業務委託 11,933  
中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心とした、環境学習プログラムの企画・実施等に係る業務を委託
- ・市内小・中学校等へのバス借り上げ片道補助 406  
市内の保育・幼稚園、小・中・高等学校が地球環境学校を利用する際に借り上げるバスの片道料金を補助
- ・施設の維持管理 2,053  
警備・消防・浄化槽等設備の管理委託、複写機・パソコン等の借上、施設・備品の修繕、光熱水費等

※ 平成31年度のうち、一部の経費は4款2項1目の環境政策総務事業へ移行



歳出科目 (P214～P215)	4款2項1目	環境総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
環境政策総務事業	3,609	3,313	296

主な財源		主な経費	
一般財源	3,609	報酬	1,555
		共済費	214
		旅費	321
		需用費	323
		役務費	433
		使用料及び賃借料	624

### 【目的】

第3次環境基本計画で定めた、適切な廃棄物処理や地球温暖化対策を進める等の望ましい環境像実現に向けた環境施策を推進する。

### 【31年度目標】

- ・第3次環境基本計画に基づく環境施策の進捗管理を行い、その進捗を公表する。
- ・公共施設における温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組を推進する。
- ・環境団体等との連携強化や団体同士のネットワークづくりによる環境学習を推進する。

### 【実施内容】

- ・環境政策審議会及び環境影響評価会議を開催する。
- ・第3次環境基本計画に基づく環境施策の進捗状況を公表する。
- ・上越市環境マネジメントシステム（JMS）の運用により、公共施設における省エネルギー化の取組強化を図り、温室効果ガスを削減する。
- ・環境団体等との情報交換会を開催するほか、市ホームページ等を通じて活動内容を広く市民に周知する。
- ・集客施設等に出向き環境啓発を実施する。

※ 平成31年度のうち、一部の経費は4款2項1目の環境学習施設管理運営事業及び環境マネジメントシステム事業から移行

提出課	生活環境課
-----	-------

歳出科目 (P214～P215)	4款2項2目	生活環境費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活環境保全美化対策事業	46,986	47,419	△433

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	18,563	報酬	16,436
県支出金	2,400	報償費	752
一般財源	26,023	旅費	1,135
		需用費	878
		役務費	530
		委託料	26,786

### 【目的】

町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。

### 【31年度目標】

- ・町内会や各種団体が実施するクリーン活動、市道側溝清掃及び不法投棄物回収活動を支援することにより、良好な生活環境を維持する。
- ・県や海岸管理者、市民団体等と連携し、海岸漂着ごみ等の収集を行い、海岸線の環境美化を図る。
- ・環境パトロール等による不法投棄物の早期発見や野焼きへの指導により、良好な生活環境と衛生環境を維持する。

### 【実施内容】

#### (1) 全市クリーン活動 5,623

- ・春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、散乱ごみ等の回収や清掃活動を実施する。

#### <参加状況>

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (1月末現在)
参加団体数	1,785	1,768	1,834
参加人数	62,831	61,366	66,360
回収量 (kg)	103,187	82,886	104,369



<郷津海岸での海岸清掃作業>

- ・海岸管理者等と連携し、建設機械を用いて海岸漂着ごみ等の収集、運搬、処理を行う。

#### (2) 市道側溝土砂収集運搬事業 19,913

- ・町内会が清掃した市道側溝の土砂を入れた土のうを収集運搬する。
- ・収集した土のうを破袋して異物を取り除き、県外の最終処分場へ搬出する。
- ・合併前上越市 (145町内会)、柿崎区 (14町内会)、大潟区 (8町内会)、頸城区 (4町内会) の171町内会で実施予定

(3) 不法投棄物回収事業 2,887

- ・上越市不法投棄防止情報連絡協議会や上越市海岸線環境美化促進協議会、市民・事業者・行政機関と連携し、不法投棄の未然防止対策の検討や監視、回収作業を実施する。
- ・大量・大型の不法投棄物を業者委託により回収する。
- ・回収した不法投棄物のうち、タイヤや冷蔵庫などの適正処理困難物の処分を行う。
- ・不法投棄多発箇所に投棄防止啓発看板や不法投棄防止ネットを設置する。



<不法投棄物の回収作業>  
南葉林道での回収作業状況



<回収した適正処理困難物>  
高土町旧清掃センターにて保管

(4) 環境パトロール事業 17,792

- ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。
- ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期回収を行い、行為者が特定できる場合は、警察等と連携して対処する。
- ・ごみ集積所や資源物常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促す。



<不法投棄への対応>  
資源物常時回収ステーション（高土町）における事案。警察と連携し行為者を特定



<野焼きへの指導>  
パトロール時に発見した際や、市民からの通報を受けた際に対応

(5) ごみヘルパー事業 771

- ・高齢や障害などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯に対し、町内会等と連携してヘルパーを委嘱・派遣する。

区分	平成 29 年度	平成 30 年度 (1 月末現在)	平成 31 年度 (見込み)
委嘱人数	52 人	51 人	58 人
支援世帯数	62 世帯	59 世帯	66 世帯

提出課	環境保全課
-----	-------

歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大気汚染対策事業	160	157	3

主な財源		主な経費	
一般財源	160	役務費	160

**【目的】**

大気汚染の状況を市民に周知するほか、悪臭苦情に係る臭気指数測定を実施するなど、大気環境の保全等の状況を監視する。

**【31年度目標】**

大気汚染物質（PM2.5、光化学スモッグ）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。

**【実施内容】**

- ・大気汚染に係る情報を収集する。
- ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。
- ・悪臭苦情に対し、必要に応じて臭気測定を実施する。

歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
騒音・振動対策事業	3,230	3,090	140

主な財源		主な経費	
一般財源	3,230	需用費	1
		役務費	35
		委託料	3,194

### 【目的】

騒音規制法に基づき、住居地域、高速自動車道沿道地域及び自動車騒音常時監視地域の騒音測定を行い、環境基準の達成状況を監視する。

### 【31年度目標】

事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%

### 【実施内容】

- ・環境騒音の測定  
住居地域6地点、高速自動車道沿道地域8地点の騒音測定を実施する。
- ・自動車騒音の常時監視  
幹線道路の沿道において騒音測定を実施し、環境基準を超過した場合、施設管理者に改善を求める。
- ・事業場の監視  
公害防止協定締結事業場などの騒音・振動を監視する。事業場が原因の苦情については、改善に向け現地確認や測定、事業場との交渉等を実施する。
- ・特定建設作業に伴う公害防止苦情防止  
削岩機等を使用する建設作業（特定建設作業）に伴う公害苦情を未然に防止するため、騒音・振動の防止方法等について、工事施工業者への事前指導を実施する。
- ・北陸新幹線の騒音測定  
市内2地点で騒音測定を実施し、環境基準を超過した場合、施設管理者等に改善を求める。

歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地盤沈下対策事業	8,924	8,778	146

主な財源		主な経費	
一般財源	8,924	役務費	377
		委託料	8,547

### 【目的】

観測井による地下水位・地層収縮量の観測及び水準測量を実施し、地盤沈下の状況を監視するほか、節水意識を啓発する。

### 【31年度目標】

新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上

### 【実施内容】

#### ・水準測量の実施

国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。

#### ・地盤沈下緊急時対策（対象期間12月～3月）

県と共同で地下水位及び地層収縮量の観測を行うとともに、地下水位の低下状況等により地盤沈下注意報又は警報が発令された場合は、地下水の一層の節水啓発を図るなど、地盤沈下の抑制に努める。

#### ・地下水位及び地層収縮量の観測

高田公園観測井（G4：深度262m）、旧高田地区公民館観測井（G1：深度10m）における地下水位及び地層収縮量を観測する。

#### ・地下水の節水啓発

県と共催で揚水設備設置者等研修会を実施するほか、広報上越・市ホームページ・広報車等による節水啓発を行う。

#### ・揚水設備設置工事への立会い

ストレーナーの下限位置が地表面下20m以深の揚水設備の設置工事に立会い、ポンプの定格出力、吐出口の口径、井戸の深度などを確認する。

歳出科目 (P216～P217)	4款2項3目	公害対策費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
水質汚濁対策事業	18,694	18,250	444

主な財源		主な経費	
一般財源	18,694	需用費	112
		役務費	7,412
		委託料	8,664
		使用料及び賃借料	2,506

### 【目的】

河川・海域・湖沼の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、事業場排水の水質測定により排水基準の遵守状況などを調査する。

また、地下水の水質概況を把握し、汚染の有無を確認する調査や過去に地下水汚染が認められた地域の現況を調査する。

### 【31年度目標】

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%

### 【実施内容】

- ・河川等の水質・底質調査

			地点数・延べ回数
水質	河川	県水質測定計画	13 地点・延べ 146 回
		計画以外	11 地点・延べ 33 回
	海域	県水質測定計画	6 地点・延べ 36 回
		計画以外	7 地点・延べ 9 回
	地下水	県水質測定計画	14 地点・延べ 14 回
		計画以外	2 地点・延べ 2 回
底質	河川	県水質測定計画	3 地点・延べ 12 回
		計画以外	4 地点・延べ 4 回

- ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査 (108 事業場・延べ 114 回)
- ・協定に基づくゴルフ場排水・地下水調査 (3 ゴルフ場・8 地点・延べ 32 回)
- ・魚類の調査 (4 地点・3 魚種・39 検体)
- ・広報上越・市ホームページによる油流出事故防止の啓発

歳出科目 (P216～P217)	4 款 2 項 4 目	自然環境保全費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自然環境保全推進事業	273	1,047	△774

主な財源		主な経費	
諸収入	2	報酬	180
一般財源	271	報償費	12
		旅費	66
		需用費	10
		役務費	1
		委託料	4

### 【目的】

人と自然環境の豊かなふれあいを保つとともに、自然に対する見方や考え方を見直す機会となる事業や、豊かな自然環境が残る地域において地域の団体等が行う各種保全活動を支援することで、地域の豊かな自然環境を守り生物多様性の保全を図る。

### 【31 年度目標】

自然環境保全地域を 1 か所指定する。

### 【実施内容】

- ・自然環境保全推進委員会の運営  
自然環境保全地域の指定等について検討する。  
委員数：8 人、任期：2 年（平成 30 年度改選）、会議開催数：年 2 回
- ・自然環境調査・監視員による巡回及び調査  
自然環境保全地域等の定期巡回や現況調査等を行う。  
調査・監視員数：5 人、任期：2 年（平成 30 年度改選）
- ・自然環境保全地域の指定  
自然環境に著しく影響を与える行為等を制限しその保全を図るため、希少な野生動植物が生息・生育するなど豊かな自然環境が残る地域を自然環境保全地域に指定する。
- ・自然観察ツアー等の実施  
自然環境保全地域の指定候補地において、幅広い世代の市民が参加できる観察ツアーを実施し、希少な野生動植物の観察等を通じて、保全が必要な自然環境であることを広く周知する。  
自然環境保全地域で、地域の団体等が行う保全活動（外来種の駆除、希少種の生息調査及び盗掘防止の巡回等）の支援を行う。



歳出科目 (P216～P217)	4款2項4目	自然環境保全費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
鳥獣保護管理事業	2,117	5,212	△3,095

主な財源		主な経費	
一般財源	2,117	報酬	345
		旅費	45
		需用費	79
		委託料	1,648

### 【目的】

野生鳥獣による農作物被害や人身被害を防止するため、有害鳥獣捕獲許可を通じて鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る。

地域に生息する野生鳥獣の生態及び目撃情報を収集し、市民に周知するとともに、野生鳥獣に関する正しい知識や人身被害の防止方法等を啓発する。

### 【31年度目標】

クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人

### 【実施内容】

- ・大型野生鳥獣の出没抑制対策  
住宅地周辺におけるクマやイノシシの目撃件数が増加傾向にあることから、平成30年度に引き続きモデル地区において出没を抑制するための緩衝帯を整備し、人身被害の防止を図る。
- ・大型野生鳥獣による人身被害の未然防止体制の整備  
大型野生鳥獣による人身被害を未然に防止するため、鳥獣特別捕獲員を引き続き委嘱し、適切な調査や捕獲等を行う。
- ・人身被害防止のための意識啓発  
大型野生鳥獣の出没が多い地域や各種イベント時等において、これらの生態や人身被害防止対策等を周知し、「一人一人が被害や誘因を防止する」意識を啓発する。
- ・クマ出没時における注意喚起  
クマの出没地点に注意喚起の看板を設置するほか、安全メールや市ホームページなどで情報提供する。
- ・鳥獣保護区、休猟区等の指定  
新潟県の鳥獣保護管理事業に基づく鳥獣保護区の更新等に対し、関係町内会等の意見を聴取した上、市の意見を提出する。
- ・有害鳥獣捕獲許可事務  
申請された有害鳥獣捕獲の内容が適切か審査し、安全確保に必要な条件を付して許可する。併せて、周辺住民や関係機関（学校等）に捕獲の実施を周知し、事故防止を図る。

提出課	生活環境課
-----	-------

歳出科目 (P218～P219)	4款3項1目	清掃総務費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
清掃総務管理費	16,483	15,677	806

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	42	旅費	250
県支出金	10	需用費	5,233
一般財源	16,431	役務費	893
		使用料及び賃借料	2,091
		備品購入費	6,426
		負担金補助及び交付金	1,488

### 【目的】

各種団体の活動への支援等を通じて、市内の生活環境の保全を図る。

### 【31年度目標】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理基本計画（H27～36）の中間改定を行う。

### 【実施内容】

- ・各種団体への負担金、補助金 1,488
- ・関川水系土地改良区水路使用料 576  
（市の施設に係る水路使用料）
- ・車両維持管理費 6,391
- ・庁用自動車購入費 6,426
- ・複写機借上料 540
- ・その他（消耗品費等） 1,062

歳出科目 (P218～P221)	4款3項2目	塵芥処理費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ収集運搬事業	676,141	676,997	△856

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	225,453	報酬	2,470
諸収入	264	共済費	464
一般財源	450,424	需用費	738
		役務費	24,867
		委託料	641,482
		負担金補助及び交付金	5,996

### 【目的】

家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。

### 【31年度目標】

市民にごみの発生抑制と分別の徹底を呼びかけ、家庭ごみの減量とリサイクルの推進を図る。

### 【実施内容】

- (1) ごみ収集運搬業務委託 412,394

燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集運搬を行う。

- ・燃やせるごみ収集回数 週3回
- ・燃やせないごみ収集回数 月2回

- (2) 燃やせないごみ中間処理業務委託 47,317

家庭から排出される燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物（金属類等）を選別した後に、残さをクリーンセンターへ搬入する。

<燃やせないごみ中間処理量>

(単位：t)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
燃やせないごみ 中間処理量	3,650	3,733	2,917	2,781

- (3) 家庭ごみ有料化事業 208,162

- ・家庭ごみ指定袋及び指定シールを作成するとともに、保管・配送業務を実施する。
- ・3歳未満児の属する世帯や高齢者など紙おむつ長期使用者等に対し、家庭ごみ指定袋等の減免制度を実施する。

- (4) ごみ集積施設設置費補助事業 5,996

- ・町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。
- ・補助率：1/2（限度額：1基当たり10万円）

<新設・修繕の件数>

(単位:件)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
新 設	56	50	69	62
修 繕	20	13	25	24
合 計	76	63	94	86

- (5) その他、ごみ収集運搬事業に要する経費 2,272  
 ・ごみ分別収集カレンダーの作成等

歳出科目 (P 220～P 221)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
資源物分別収集事業	842,009	864,689	△22,680

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	12,001	財産収入	16
国庫支出金	171,795	諸収入	18,668
県支出金	30,000	一般財源	609,529
		旅費	193
		需用費	6,713
		委託料	835,039
		使用料及び賃借料	31
		負担金補助及び交付金	33

### 【目的】

循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。

### 【31 年度目標】

資源物の再資源化を推進し、家庭系廃棄物のリサイクル率を平成 30 年度実績以上とする。

### 【実施内容】

(1) 資源物分別収集・中間処理等 444,258

家庭から排出されるペットボトルや容器包装等の資源物の収集運搬並びに収集した資源物の中間処理及び再資源化を行う。

<資源物の行方>

品目	収集回数・方法	中間処理	用途
びん	月 2 回	なし (一部は色選別)	市内の工場で歩道ブロック等に再資源化 (一部は市外の工場で色選別し、ガラスびんの原料として再利用)
缶		選別 圧縮 梱包	市外の工場、アルミは自動車の原料に、スチールは鉄筋等に再資源化
ペットボトル			市外の工場で卵のパックなどに再資源化 (一部は容器包装リサイクル協会を經由)
新聞紙、雑誌類、段ボール	市外の工場で新聞紙は新聞紙、雑誌類はボール紙、段ボールは段ボールに再資源化		
容器包装(プラスチック製)	週 1 回		容器包装リサイクル協会を通じてプラスチック製品等に再資源化
容器包装(紙製)		容器包装リサイクル協会を通じてトイレットペーパー等に再資源化	
乾電池	隔月 1 回	なし	市外の工場で金属の材料として再資源化
蛍光灯	隔月 1 回	破砕	市外の工場でガラスの原料に再資源化
廃食用油	協力店から随時	なし	市外の工場でインク、塗料等に再資源化
小型家電	拠点・特別収集	分解 選別	福祉事業所等で中間処理後、市外の工場 で金属の材料として再資源化

(2) 資源物常時回収ステーション等の整備 6,236

- ・資源物常時回収ステーションの維持管理（自動消火器の設置等）を適正に行うとともに掲示物により適正利用を周知する。
- ・町内会のごみ集積所で使用する看板、品目表示板及び回収容器を作成する。

(3) 生ごみリサイクル事業 389,537

- ・分別収集した生ごみを民間事業所へ搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。

<生ごみの収集量> (単位：t)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
8,990	8,548	8,404	8,654

(4) 剪定枝資源化業務委託 1,978

- ・剪定枝の収集を年 2 回（春・秋）、延べ 10 会場で実施し、燃料やマルチング材などに再資源化する。

<剪定枝の回収量> (単位：t)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (見込み)
78	113	107	100

歳出科目 (P 220～P 221)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ処理対策事業	29,578	290,879	△261,301

主な財源		主な経費	
諸収入	28	報酬	10,228
一般財源	29,550	需用費	1,080
		共済費	1,817
		委託料	14,963
		旅費	639
		使用料及び賃借料	486

### 【目的】

廃棄物の適正な処理を進め、生活環境の保全を図る。

### 【31 年度目標】

埋立てが終了した安塚区円平坊最終処分場の廃止手続きを完了するとともに、中郷区しなのわかし最終処分場の廃止に向けた適正管理を行う。

### 【実施内容】

#### (1) 最終処分場維持管理費 15,030

- ・最終処分場の維持管理及び処分場からの浸出水や観測用井戸の水質検査を行う。

<最終処分場等の状況（市町村合併後）>

区分	施設名	埋立て等の状況
合併前上越市	薬師山埋立地	H17.12 搬入終了
安塚区	安塚区円平坊最終処分場	H23.8 埋立て終了 廃止手続中
	安塚区中船最終処分場	H19.10 廃止
柿崎区	柿崎区車地ごみ最終処分場	H14.3 搬入終了
大潟区	大潟区一般廃棄物最終処分場	H22.3 暫定廃止
頸城区	頸城区一般廃棄物最終処分場	H21.12 暫定廃止
吉川区	吉川区片田最終処分場	H21.12 廃止
中郷区	中郷区しなのわかし最終処分場	H30.11 埋立終了 廃止手続中
板倉区	板倉区玄藤寺埋立処分場	H20.11 暫定廃止
清里区	清里区東戸野最終処分場	H20.12 暫定廃止
三和区	三和区北代最終処分場	H22.3 暫定廃止

※ 上記のほか、市町村合併前に暫定廃止とした最終処分場等が4か所ある。

#### (2) 最終処分場整備事業 62

- ・市内における公共関与の最終処分場の整備に向けて、新潟県と情報交換を行う。

#### (3) その他、ごみ処理対策の推進に要する経費 14,486

- ・クリーン活動ごみなどを回収し、処理するための非常勤一般職報酬等

歳出科目 (P 220～P 221)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ごみ焼却施設管理運営費	679,867	689,108	△9,241

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	319,725	一般財源	15,592
財産収入	184	報償費	113
諸収入	344,366	旅費	142
		需用費	392
		委託料	675,959
		使用料及び賃借料	240
		負担金補助及び交付金	2,934

### 【目的】

全市域からクリーンセンターへ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 【実施内容】

- ・クリーンセンター運営維持管理委託料 448,415
- ・焼却灰最終処分委託料 227,544
- ・公害健康被害補償汚染負荷量負担金等 2,934
- ・その他施設管理経費（使用料及び賃借料等） 974

### <可燃ごみ処理量>

(単位：t)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
旧第 1 クリーンセンター	26,292	6,875	-	-
旧第 2 クリーンセンター	15,323	3,559	-	-
クリーンセンター	-	36,905	47,093	46,732
合計	41,615	47,339	47,093	46,732



歳出科目 (P 220～P 223)	4 款 3 項 2 目	塵芥処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
廃棄物処理施設整備事業	585,570	416,896	168,674

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,719	旅費	4
市債	580,100	委託料	7,249
一般財源	3,751	需用費	60
		役務費	29
		使用料及び賃借料	109
		工事請負費	578,119

### 【目的】

供用を廃止したごみ焼却処理施設を除却し、リサイクルを推進するための資源ごみ等貯留施設を整備する。

### 【31年度目標】

- ・旧第1クリーンセンター除却工事を完了する。
- ・旧第2クリーンセンター跡地に整備する資源ごみ等貯留施設（ストックヤード）の基本設計業務等に着手する。

### 【実施内容】

- (1) リサイクル推進施設整備事業 5,445
  - ・循環型社会形成推進地域計画に基づき、ストックヤードの基本設計業務等に着手する。
- (2) 廃棄物処理施設除却事業 580,125
  - ・旧第1クリーンセンターの除却工事を引き続き実施する。(2年計画の最終年度)

### <スケジュール>

	項目	H31	H32	H33
1	旧第1クリーンセンター除却工事	→		
2	旧第2クリーンセンター除却工事設計書確認	→		
3	ストックヤード基本設計	→	→	
4	ストックヤード測量・地質調査			→
5	ストックヤード実施設計		→	→

※ 旧第2クリーンセンター除却工事設計書確認後、施設の除却工事を予定

※ スtockヤード実施設計後、施設の整備を予定

歳出科目 (P 222～P 223)	4 款 3 項 3 目	し尿処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
し尿収集事業	63,852	69,342	△5,490

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	60,782	報酬	1,235
一般財源	3,070	共済費	232
		旅費	62
		役務費	399
		委託料	61,807
		償還金利子及び割引料	13

### 【目的】

市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。

### 【31 年度目標】

し尿くみ取り手数料の徴収について、戸別訪問や納付相談等の未納対策に取り組み、収納率を平成 30 年度実績以上とする。

### 【実施内容】

非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入する。

<し尿収集量>

(単位：kℓ)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
収集量	7,241	6,833	6,599	6,315
比較増減 (対前年度)	△336	△408	△234	△284

歳出科目 (P 222～P 223)	4 款 3 項 3 目	し尿処理費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
し尿処理事業	440,320	431,792	8,528

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	56,980	報酬	1,235
財産収入	88	共済費	233
諸収入	1,290	需用費	267,248
一般財源	381,962	役務費	366
		委託料	170,521
		使用料及び賃借料	467

### 【目的】

全市域から汚泥リサイクルパークへ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

### 【実施内容】

- ・非常勤一般職報酬、共済費、旅費 1,586
- ・施設運転用消耗品費（薬品、消耗部品等） 46,671
- ・燃料費、印刷製本費、光熱水費 101,511
- ・水処理設備定期修繕及び設備等の修繕（各種ポンプ、汚泥乾燥設備修繕等） 119,066
- ・施設管理委託料（貯留槽砂上清掃処分、活性炭取替等） 54,832
- ・し尿処理施設運転業務委託 110,036
- ・計量受付及び電気設備点検業務委託 4,279
- ・汚泥、し渣沈砂外部搬出・処分委託 1,374
- ・その他施設管理経費（使用料及び賃借料等） 965

### <し尿、浄化槽汚泥搬入量>

(単位：kℓ)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)
し尿	7,241	6,833	6,599	6,315
浄化槽汚泥	47,778	46,966	46,783	46,620
合計	55,019	53,799	53,382	52,935

提出課	市民課
-----	-----

歳出科目 (P 264～P 267)	7 款 1 項 4 目	消費者行政費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消費者行政費	9,054	9,053	1

主な財源		主な経費	
県支出金	2,031	報酬	7,208
一般財源	7,023	旅費	343
		共済費	1,162
		報償費	30
		需用費	158
		役務費	145

### 【目的】

消費者権利の尊重及びその自立支援を目的とする消費者基本法や消費者安全法の基本理念の下、相談窓口の充実や被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。

### 【31 年度目標】

- ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。
- ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。
- ・表示三法に基づく立入検査を 5 店舗で実施する。

### 【実施内容】

<相談対応>

開設日・時間	相談員
・毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	消費生活相談員

※開設日は、祝日、12/29～1/3 を除く

- ① 消費生活相談
  - ・消費者トラブルを抱える相談者に対して自力解決に向けたアドバイスや情報提供等を行う。
  - ・相談内容に応じて市民相談と連携した相談体制を維持する。
  - ・相談員に必要な知識の習得、実務能力向上に資する研修等に積極的に参加する。
- ② 多重債務相談
  - ・多重債務者の生活再建に向け、市民相談センターで行う弁護士、司法書士による法律相談の中で多重債務相談を行う。
- ③ 消費者啓発
  - ・町内会、老人クラブ等を対象にした出前講座を開催する。
  - ・消費者被害防止のため、高齢者福祉関係機関や消費者団体との連携を図るほか、広報上越等を活用して啓発を行う。
- ④ 家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法による立入検査
  - ・市内の量販店等で販売されている商品に適正な表示が行われているかを検査する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第7号
提出課	環境保全課

歳出科目 (P576～P577)	1款1項1目	新エネルギー事業費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
風力発電事業	28,335	39,530	△11,195

主な財源		主な経費	
諸収入	1,210	需用費	9,500
一般財源	27,125	役務費	547
		委託料	17,910
		公課費	378

#### 【目的】

風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制を啓発する。

#### 【31年度目標】

- ・売電収入 16,720 千円を確保する。 ※過去5年平均の売電量に売電単価を乗じた額
- ・1号機を除く3基の風力発電施設の民間譲渡に向けた取組を進める。

#### 【実施内容】

- ・施設の維持管理 20,628  
性能保持、安全確保、周辺整備のための点検及び各種維持管理業務を実施する。
- ・施設の修繕 7,707  
経年劣化や落雷被害等による緊急修繕に対応する。

※一般会計からの繰入金 6,636

施設の維持管理及び修繕費用の一部を一般会計から繰り入れる。

施設名	2号機	3号機	うみてらす名立風車
設置場所	三の輪台いこいの広場		うみてらす名立
風車機種	NEG-Micon 社製 (デンマーク)		三菱重工業(株)製
定格出力	750 kW	750 kW	600 kW
設置年月	平成14年3月	平成15年2月	平成15年12月
耐用年限	平成31年2月	平成32年1月	平成32年11月

※平成31年度末をもって全ての風力発電施設の停止により、特別会計を廃止し、平成32年度以降の関連経費は一般会計化する。